

第百二十九回国会 建設委員会 議 録 第七号

平成六年六月十七日(金曜日)
午後零時十分開議

出席委員

委員長 島居 一雄君

理事 金子 一義君 理事 野田 実君
理事 萩山 教蔵君 理事 藤井 孝男君
理事 遠藤 利明君 理事 白沢 三郎君
理事 石井 智君 理事 遠藤 和良君
佐藤 剛男君 齋藤 文昭君
板井 新君 塩谷 立君
田中 直紀君 野呂田芳成君
山本 有二郎君 木村 守男君
古賀 敬章君 野田 佳彦君
山本 幸三君 堀込 征雄君
松本 龍君 石井 啓一君
玄葉光一郎君 中島 武敏君

出席國務大臣

建設 大臣 森本 晃司君

出席政府委員

建設大臣官房長 伴 真君
建設省住宅局長 三井 康壽君

委員外の出席者

建設委員会調査 室長 杉本 康人君

委員の異動

六月七日

補欠選任

斎藤 文昭君 越智 伊平君
塩谷 立君 綿貫 民輔君
田中 直紀君 松岡 利勝君
山本 有二郎君 御法川英文君
安倍 基雄君 川端 達夫君
今村 修君 伊東 秀子君
川島 實君 三野 優美君

同日

越智 伊平君
松岡 利勝君
御法川英文君
綿貫 民輔君
川端 達夫君
伊東 秀子君
三野 優美君

補欠選任

斎藤 文昭君
田中 直紀君
山本 有二郎君
塩谷 立君
安倍 基雄君
今村 修君
川島 實君

同日

古賀 敬章君
野田 佳彦君

補欠選任

古賀 敬章君
野田 佳彦君

同日

古賀 敬章君
野田 佳彦君

補欠選任

古賀 敬章君
野田 佳彦君

六月十四日

川辺川ダム建設事業の促進に関する請願(園田博之君紹介)(第二四六二号)

六月十五日

公営住宅に関する請願(中島武敏君紹介)(第二七三八号)

同日

川辺川ダム建設の凍結と環境アセスメントの実施に関する請願(中島武敏君紹介)(第三一五二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(内閣提出第三三三号)(参議院送付)

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七二号(参議院送付)

○島居委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案及び建築基準法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。森本建設大臣。高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森本國務大臣 ただいま議題となりました高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国においては、急速な高齢化により、西暦二〇二〇年には国民の四人に一人が六十五歳以上の高齢者となることと予測されており、運動機能や知覚機能に制約を持つ国民の割合が増加すると見込まれております。

また、障害者は、社会を構成する一員として自立し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加することが望まれております。

国民の誰もが必然的に老いを迎え、障害を持つ可能性を有するという考え方に立って、国民が一生を通じて豊かな生活を送ることができるよう、高齢者及び障害者への配慮が社会全体でなされるようにする必要があります。

このような考え方に立って、不特定かつ多数の者が利用する公共的な性格を有する建築物について

ては、高齢者、身体障害者等の移動や利用の自由と安全性を確保し、高齢者、身体障害者等が自立した生活を営み社会活動に積極的に参加することができるよう配慮して整備を促進することが必要であります。

このため、不特定かつ多数の者が利用する建築物について、廊下、階段等の施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置についての建築主の努力義務、建築主の判断の基準となるべき事項の策定及び都道府県知事による指導等並びに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築をしようとする者に対する支援措置等所要の措置を講ずることとし、ここに高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案として提案することとした次第であります。

以上が、この法律案を提案した理由であります。第一に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、不特定かつ多数の者が利用する建築物を建築しようとする者に対し、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。ことに、建設大臣が建築主の判断の基準となるべき事項を定めて公表し、あわせて都道府県知事による指導、助言等を行うこととしております。

第二に、不特定かつ多数の者が利用する建築物を建築しようとする者は、建築及び維持保全の計画を策定し、都道府県知事の認定を申請することとしております。都道府県知事は、当該計画が建設大臣が定める判断の基準となるべき事項に適合する等適切なものであると認めるときは、認定を行うことができることとしております。認定に際しては、建築主の申し出に従って建築基準法の建築確認の手続を簡素化するための特例措置を設けるとともに、国及び地方公共団体は、認定建築

物における廊下、階段等の施設の整備に必要な資金の確保を図るものとしております。

第三に、既存の不特定かつ多数の者が利用する建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合、当該昇降機について建築基準法の特例を設けることとしております。

第四に、高齢者、身体障害者等が建築物を円滑に利用できるよう、廊下、階段等の施設を大きくした建築物については、特定行政庁の許可の範囲で容積率の特例が認められる建築物とみなすこととしております。

このほか、国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図るため、研究開発の促進のための措置、国民の理解を深める等のための措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体においても、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の居住形態の多様化に対する国民の関心の増大や既成市街地等における合理的な土地利用に対する要請の高まり、さらには住宅建築に関する技術開発の進展等建築物をめぐる環境の変化に的確に対応した合理的な建築基準を速やかに策定するとともに、建築基準法に基づく手続の簡素化を図ることが必要となっております。

この法律案は、このような状況にかんがみ、住宅の地階に係る容積率制限の合理化、防火壁の設置に関する手続の簡素化等を行おうとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。
第一に、建築物の地階で住宅の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の住宅の用途

に供する部分の床面積の合計の三分の一を限度として延べ面積に算入しないこととしております。

第二に、防火壁の設置を要しない畜舎等について特定行政庁の認定を廃止し、手続の簡素化を行うこととしております。

その他、これらに関連いたしまして関係規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○鳥居委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。
次回は、来る二十日月曜日午後三時四十分理事會、午後三時五十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十七分散会

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
目次
第一章 総則(第一条)
第二章 特定建築物に係る措置等(第二条―第十一條)
第三章 雑則(第十二條―第十六條)
第四章 罰則(第十七條―第十九條)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体上の機能上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二章 特定建築物に係る措置等
(特定建築主の努力)
第二条 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が利用する政令で定める建築物(建築物の部分を含む。以下「特定建築物」という。)を建築しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。以下「特定建築主」という。)は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他の建設省令で定める施設(以下「特定施設」という。)を高齢者で日常生活又は社会生活に身体上の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体上の機能上の制限を受ける者(以下単に「高齢者、身体障害者等」という。)が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。
(特定建築主の判断の基準となるべき事項)
第三条 建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。
(指導及び助言並びに指示等)
第四条 都道府県知事は、特定建築物について第二条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築主に対し、前条に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができ、

2 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定める規模以上のものの特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が前条に規定する判断の基準となるべき事項に照らし著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑

に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。
3 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。
4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(計画の認定)
第五条 特定建築主は、建設省令で定めるところにより、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 特定建築物の位置
二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
三 特定建築物に設ける特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
四 特定建築物の建築の事業に関する資金計画
五 その他建設省令で定める事項
3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が第三条に規定する判断の基準となるべき事項に適合し、かつ、前項第四号に規定する資金計画が特定建築物の建築の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、認定(以下「計画の認定」という。)をすることができる。

4 計画の認定の申請をする者は、都道府県知事に対し、当該申請に併せて、建築基準法(昭和

に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができる。
3 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築主に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。
4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(計画の認定)
第五条 特定建築主は、建設省令で定めるところにより、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

二十五法律第二百一十一号第六條第一項(同法第八十七條第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築の計画が当該特定建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合する旨の建築主事(第七項及び第八項において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた都道府県知事は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。

7 都道府県知事が、適合通知を受けて計画の認定をしたときは、当該計画の認定に係る特定建築物の建築の計画は、建築基準法第六條第一項の規定による確認を受けたものとみなす。

8 建築基準法第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(計画の変更)
第六條 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)
第七條 都道府県知事は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定建築物」という。)の建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。

第八條 都道府県知事は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)
第九條 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(資金の確保等)
第十條 国及び地方公共団体は、認定建築物の特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(既存の特定建築物に設ける昇降機について)
第十一條 この法律の施行の際現に存する特定建築物に車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合において、当該昇降機が次に掲げる基準に適合し、特定行政庁(建築基準法第二十三条第二号に規定する特定行政庁をいう。次項において同じ。)が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該昇降機については、同法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定は適用しない。

一 昇降機及び当該昇降機の設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が建設省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
二 昇降機の制御方法及びその作動状態の監視方法が建設省令で定める安全上の基準に適合していること。
2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により特定行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

例)
第十二條 特定施設の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、建設大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で必要と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(研究開発の促進のための措置)
第十三條 国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)
第十四條 国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)
第十五條 地方公共団体は、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならない。

第十六條 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第四章 罰則
第十七條 第四条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八條 第七條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正)
2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の三第二十項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の表中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 指定都市等は、事業所用家屋で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第号)第六條第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが同法第七條に規定する計画の認定を受けた計画(平成八年三月三十一日までに同法第五條第三項の規定による認定(同法第六條第一項の規定による認定を含む。以下本項において同じ。)を受けたものに限る。)に従って建築する同法第七條に規定する認定建築物で政令で定めるものに設置される同法第二條に規定する特定施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築に係る新増設事業所床面積(当該特定施設のうち政令で定める部分に係るものに限る。)に対しては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた計画に係る同法第五條第三項の規定によ

る認定を受けた日から三年を経過する日まで
の間に行われたときに限り、第七百一条の三
十二第二項の規定にかかわらず、新增設に係
る事業所税を課することができない。この場
合においては、第七百一条の三十四第十項の
規定を準用する。

附則第三十八条第十一項、第三十九条第十
一項及び第四十条第八項中「附則第三十二
条の三第十九項」を「附則第三十二條の三
第十九項」を「附則第三十二條の三第二十
項」に改める。
（建設省設置法の一部改正）

3 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）
の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及びエネルギー等の使
用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活
動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第
十八号）」を「エネルギー等の使用の合理化及び
再生資源の利用に関する事業活動の促進に関す
る臨時措置法（平成五年法律第十八号）」及び高齢
者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築
物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第
号）に改める。

理由

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築
物の建築の促進を図るため、病院、劇場等の特定
建築物における出入口、廊下等の特定施設を高齢
者、身体障害者等が円滑に利用できるようにする
ための措置についての建築主の努力義務並びに当
該措置に関し建築主の判断の基準となるべき事項
の策定並びに都道府県知事等による指導及び支援
のための措置を講ずるとともに、高齢者、身体障
害者等が円滑に利用できる建築物に係る建築基準
法の容積率の特例等を定める必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法（昭和二十五年法律第百二一号）の一

部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「若しくは第二項」を「若
しくは第四項」に改める。

第二十六條第三号中「特定行政庁が」を削り、「に
より」を「に」と認め、「を」の「も」として建
設大臣が定める基準に適合する」に改める。

第五十二條第七項を同条第九項とし、同条第六
項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八
項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改
め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三
項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、
同条第三項中「前二項」を「前各項」に、第三項を
「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第
二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四
項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項、第四項及び第八項、第五十九條第一項
及び第三項、第五十九條の三（第二項第一号並び
に第三項ただし書及び第二号を除く）、第六
十八條の四第一項、第六十八條の五第一項、第
六十八條の八、第六十八條の九並びに第八十六
條第九項に規定する建築物の延べ面積（第五十
九條第一項及び第六十八條の九に規定するもの
については、建築物の延べ面積の敷地面積に対
する割合の最高限度に係る場合に限る。）には、
建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一
メートル以下にあるものの住宅の用途に供する
部分の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅
の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一
を超える場合においては、当該建築物の住宅の
用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）
は、算入しないものとする。

3 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接
する位置の平均の高さにおける水平面をいい、
その接する位置の高低差が三メートルを超え
る場合においては、その高低差三メートル以内
との平均の高さにおける水平面をいう。
第五十九條の二第二項中「第三項」を「第五項」に
改める。

第六十八條の三第三項に次のただし書を加え
る。

ただし、当該建築物が同条第二項の規定によ
り建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積
が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を
有するときは、当該部分の床面積を含む当該建
築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当
該建築物がある地域に関する都市計画において
定められた同条第一項第三号又は第四号に掲げ
る数値の一・五倍以下でなければならない。
第六十八條の七第五項中「同条第三項」を「同条
第五項」に改める。

第六十八條の八中「第五十二條第二項、第六項
及び第七項」を「第五十二條第四項、第八項及び第
九項」に改める。

第八十六條第一項中「第六項」を「第八項」に改め
る。
第八十六條の二中「第三項まで」を「第五項まで」
に改める。

第九十九條第一項第五号中「第五十二條第一項
若しくは第二項」を「第五十二條第一項若しくは第
四項」に改め、「第六十二條」を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただ
し、第二十六條第三号の改正規定は公布の日か
ら起算して一月を経過した日から、附則第六項
の規定は高齢者、身体障害者等が円滑に利用で
きる特定建築物の建築の促進に関する法律（平
成六年法律第 号）の施行の日から施行す
る。

（特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がな
いと認めた建築物に関する経過措置）

2 第二十六條第三号の改正規定の施行前に改正
前の建築基準法第二十六條第三号の規定により
特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がない
と認めた建築物は、改正後の建築基準法第二十
六條第三号の建設大臣が定める基準に適合する
建築物とみなす。

（平成四年改正法附則によりなおその効力を有
する旧法の規定に係る建築物の延べ面積の算定
方法）

3 改正後の建築基準法第五十二條第二項及び第
三項の規定は、都市計画法及び建築基準法の一
部を改正する法律（平成四年法律第八十二号、
以下「平成四年改正法」という。）附則第四條の規
定によりなおその効力を有するものとされる平
成四年改正法第二條の規定による改正前の建築
基準法（以下「旧法」という。）第五十二條第一項
（第五号を除く）、第六十八條の三（ただし書及
び第二号を除く）及び第六十八條第八項に規
定する建築物の延べ面積の算定方法について準
用する。

（旧法第六十八條の三の一部改正）
4 旧法の一部を次のように改正する。
旧法第六十八條の三に次のただし書を加え
る。

ただし、当該建築物が建築基準法の一部を
改正する法律（平成六年法律第 号）附則
第三項において準用する同法による改正後の
建築基準法第五十二條第二項及び第三項の規
定により建築物の延べ面積の算定に当たりそ
の床面積が当該建築物の延べ面積に算入され
ない部分を有するときは、当該部分の床面積
を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対
する割合は、当該建築物がある地域に関する
都市計画において定められた第五十二條第一
項第三号又は第四号に掲げる数値の一・五倍
以下でなければならない。

（罰則に関する経過措置）
5 この法律（第二十六條第三号の改正規定につ
いては、当該改正規定の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、なお従前の例に
よる。）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特
定建築物の建築の促進に関する法律の一部改
正）
6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特

定建築物の建築の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条中「第五十二条第六項第一号」を「第五十二条第八項第一号」に改める。

理由

市街地において土地を合理的に利用する必要性の増大、住宅建築に関する技術開発の進展等にかんがみ、住宅の地階の容積に関する規制の合理化を行うとともに、建築基準法に基づく手続の簡素化を図るため、防火壁に関する規定が適用されない建築物について、特定行政庁の認定を廃止して建設大臣が定める基準に適合することをもって足りることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員会議録第五号中正誤

ページ 段 行 誤

二五 一六 佐藤剛男。

正 佐藤剛男君。

平成六年六月二十八日印刷

平成六年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局